

いじめ問題等に係る法務省の取組

京都地方法務局園部支局

法務省の人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）では、いじめの防止と解決に向け、様々な取組を行っています。

皆様のご理解とご協力を願っています。

1 相談窓口の開設

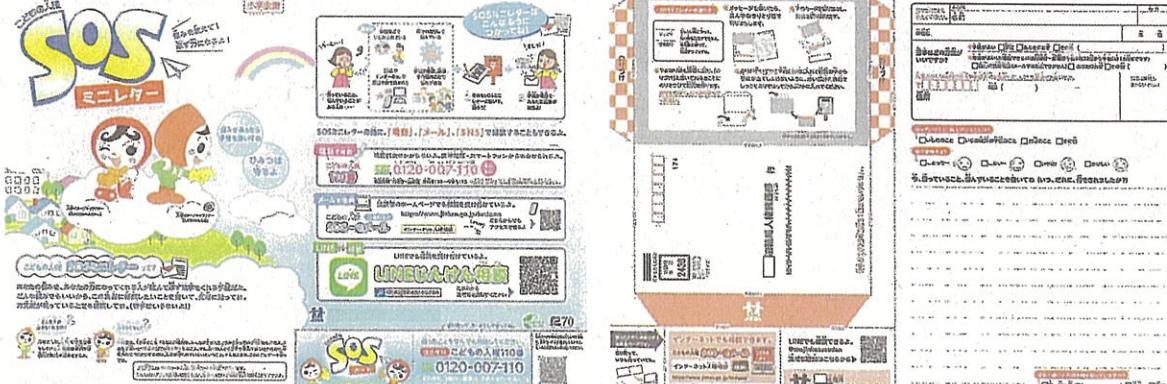
法務省の人権擁護機関では、通話料無料の相談専用電話回線やインターネット、SNSでの相談窓口を開設して、こどもたちから悩みやいじめ、虐待などの相談を受け、学校及び関係機関と連携して問題の解決につなげています。

電話で相談
こどもの人権
110番
電話料金はかかるないよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。
フリーコール 0120-007-110
通話料金
相談時間：午前8時～午後8時 年中5:15～午後8時半、日曜日、祝日、年末年始の時間外は音を垂れ込ます。
メールで相談
こどもの人権
SOS-eメール
法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。
https://www.jinken.go.jp/kodomo
24時間受付
インターネット又は携帯
LINEで相談
LINEじんけん相談
LINEでも相談を受け付けているよ。
@snsjinkensoudan
QRコード
こどもの人権110番相談件数（全国）
平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年
21,351 21,130 15,603 15,419 16,824

外國語人権相談ダイヤル
日本語で自由に話すことができない方からの人権相談に応じる専用の相談電話（ナビダイヤル）を設置しています。
この相談電話によって、全国どこからでも人権相談をお受けします。

外國語人権相談ダイヤル（ナビダイヤル）
0570-090911
平日（年末年始を除く） 9:00～17:00
多言語対応
中国語 韓国語 ベルギー語 スペイン語
フィリピン語 ポルトガル語 ベトナム語 インドネシア語 タイ語
※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者にて接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。
※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【こどもの人権SOSミニレター】料金受取人払の便箋兼封筒を全国の小・中学校の児童・生徒に配布して、身近な人にも相談できないこどもたちの悩みごとを的確に把握し、こどもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。



こどもの人権SOSミニレター相談件数（全国）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
受理件数	14,410	15,594	10,704	11,194	8,710
うちいじめに関する件数	5,204	9,421	7,848	7,683	6,239

2 人権侵犯事件の調査救済

法務省の人権擁護機関では、「人権を侵害された」という被害者からの申出等を受けて救済手続を開始し、事案に応じた適切な措置を講じています。

いじめに関する人権侵犯事件の新規件数（全国）

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
2,955	2,944	1,126	1,169	1,065

法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

中学生の生徒が、同級生から、下校時に待ち伏せをされる、悪口を言われるといじめを受けていたにもかかわらず、学校が十分な対応を行なっていないとして、当該生徒の親から相談があった事案です。

法務局が調査した結果、学校は、当該生徒からいじめの訴えがあった都度、当該いじめに係る調査を行っていたものの、そのような対応が、当該生徒及びその親に適切に伝わっていない可能性があることが認められました。そこで、法務局が、両者の話し合いの場を設けたところ、両者の相互理解が深まり関係が改善されるとともに、当該生徒への見守りが継続されることとなりました。

3 人権啓発活動

法務省の人権擁護機関では、一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために、様々な活動を行っています。

① 人権教室の開催

いじめ等について考える機会を作ることによって、こどもたちに、相手への思いやりの心や命の尊さを学んでいたくことを目的として実施しています。

携帯電話会社と連携して、SNS等インターネット上のいじめやトラブルを未然に防ぐことを目的とした「スマホ・ケータイ人権教室」も実施しており、実施方法や実施内容は、対象者の年齢や学校のニーズに応じて柔軟に対応することができます。



詳しくは文部科学省ホームページをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1412490.htm



② 「人権の花」運動

主に小学生を対象に、こどもたちが協力して花の種子や球根を育てるにより、命の尊さを実感し、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした活動です。



③ 中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権についての作文に取り組むことで、人権尊重の重要性、必要性につ

いて理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的とした活動です。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>



第40回全国中学生人権作文コンテスト特設サイト